

新消防庁舎 始動!!

「消防・防災の要となる新消防庁舎が完成し、業務を開始」

平成23年第4回（12月）定例会では、市長から提案された議案42件、委員会提出議案1件の計43件の議案と、請願1件が上程されました。

定例会初日には41議案が上程され、諮問4件、同意案18件、委員会提出議案1件は初日に審議し、それぞれ可決しました。また、消防庁舎の移転に伴う消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正などの20議案と、請願1件は、12月13日から16日まで

の各常任委員会において審査を行いました。
12月19日には、定例会初日に各常任委員会に付託された案件について各委員長の報告、討論、採決を行い、すべて提案どおり可決し、請願を

採択しました。
その後、市税条例の一部改正案が追加提案されました。所管の総務委員会において審査を行い、委員長の報告、討論、採決を行い、提案どおり可決しました。

■第4回定例会で可決した案件

- 条例案…………… 6件
- 予算案…………… 7件
- 諮問…………… 4件
- 同意案…………… 18件
- その他…………… 7件
- 委員会提出議案…………… 1件

■第4回定例会の日程

- 12月5日（1日目） 開会、会期の決定、議案説明、議案付託（常任委員会）、諮問案【適任可決】、同意案【同意可決】、委員会提出議案採決【原案可決】
- 12月7～12日（2～5日目） 一般質問
- 12月13～16日 付託議案の常任委員会
- 12月19日（6日目） 常任委員長報告—議案採決【原案可決】、請願【採択】、閉会

【総務委員会付託案件】

・ 東広島市事務分掌条例の一部改正	原案可決
・ 東広島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	
・ 東広島市税条例の一部改正	

【文教厚生委員会付託案件】

・ 公の施設の指定管理者の指定（上戸野コミュニティスポーツ広場）	原案可決
・ 東広島市使用料条例の一部改正	
・ 東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正	

【市民経済委員会付託案件】

・ 住居表示を実施する市街地の区域及びその区域における住居表示の方法を定めること	原案可決
・ 公の施設の指定管理者の指定（農畜産物の加工所等11施設）	
・ 公の施設の指定管理者の指定（東広島市道の駅湖畔の里福富）	
・ 東広島市特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部改正 〈反対討論〉 特定地域内でも浄化槽未設置世帯が31世帯ある中、法定検査料を引き上げることとしているが、低収入の住民のために、使用料制度を抜本的に見直すべきである。	

【建設委員会付託案件】

・市道の路線の廃止	原案 可決
・市道の路線の認定	
・委託契約の変更	

委員会への付託を省略した案件

<p>・人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸津町木谷333番地 <small>うえの 植野</small> <small>ひろふみ 洋文</small> ・志和町志和東900番地 <small>ほり 堀</small> <small>たかふみ 隆史</small> ・志和町志和堀4014番地 <small>にわ 二羽</small> <small>かずこ 和子</small> ・西条町寺家7907番地 7 <small>まつばら 松原</small> <small>ひろこ 博子</small> 	適任可決	
<p>・御藪宇財産区管理委員の選任の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西条町御藪宇4055番地 1 <small>にしもり 西森</small> <small>つとむ 務</small> ・西条町御藪宇1340番地 <small>たかまつ 高松</small> <small>のぶゆき 信幸</small> ・西条町御藪宇5471番地 1 <small>ふじわら 藤原</small> <small>せいき 正毅</small> ・西条町御藪宇1815番地 <small>ながはら 長原</small> <small>つよし 毅</small> ・西条町御藪宇4636番地 <small>わたなべ 渡邊</small> <small>よしお 精雄</small> ・西条町御藪宇2729番地 <small>しんかわ 新川</small> <small>けんご 健午</small> 		
<p>・竹仁財産区管理委員の選任の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福富町上竹仁1576番地 <small>しょうだしょうたろう 正田昌太郎</small> ・福富町下竹仁1353番地 <small>たけだ 竹田</small> <small>もとなり 元就</small> ・福富町下竹仁1668番地 <small>くりもと 栗本</small> <small>ゆきお 幸夫</small> ・福富町上竹仁129番地 17 <small>みやもと 宮本</small> <small>たかし 隆</small> ・福富町上竹仁502番地 <small>もんなが 門長</small> <small>あきよし 秋次</small> ・福富町上竹仁36番地 1 <small>いのうえ 井上</small> <small>とみお 富雄</small> 		同意可決
<p>・久芳財産区管理委員の選任の同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福富町久芳2844番地 2 <small>はしかわ 橋川</small> <small>たかし 孝志</small> ・福富町久芳2827番地 1 <small>いのうえ 井上</small> <small>みつり 光徳</small> ・福富町久芳2394番地 3 <small>まつなが 松永</small> <small>すえお 末雄</small> ・福富町久芳3343番地 <small>こだま 児玉</small> <small>よししたか 義孝</small> ・福富町久芳1716番地 2 <small>かいほら 海原</small> <small>くにお 邦夫</small> ・福富町久芳5000番地 <small>あさべ 朝邊</small> <small>しんご 慎吾</small> 		

委員会提出議案

●フレキシブル支援センター
事業の継続を求める意見書

【原案可決】

1 平成24年度以降も、国の
事業としてフレキシブル支

援センター事業を継続し、
事業の発展を図ること。

2 東日本大震災被災地の福
祉施設の復興に当たって
は、こうした共生型の多機
能施設の制度導入を促進
し、効果的な復興を図るこ
と。

〈賛成討論〉

ときわ台ホームで多世代交
流事業が始まって3年目にな
る。また、雇用対策のつなぎ
雇用先としても多くの人を受
け入れており、大変重要な施
設である。支出の大部分は人

件費であり、国の雇用問題の
抜本改革もなかなか進まない
中、本市にとつても大事な拠
点として十分に対応する必要
があると考え、賛成する。

●平成23年度一般会計補正予算（第3号）を可決しました

（総務委員会付託）

補正額 4億6,694万5千円減 補正後の総額 721億7,709万円

（主な補正内容）

- ・ 民生費（子ども手当の支給等に関する法律の不成立等） 5億6,898万3千円減
- ・ 衛生費（子宮頸がん等予防ワクチン接種費用等） 5,041万2千円増
- ・ 農林水産業費（有害獣被害防止のための柵設置補助金等） 1,535万6千円増
- ・ 消防費（総合防災訓練事業の完了等） 1,706万8千円減

〈反対討論〉

教室の酷暑対策として、債務負担行為で扇風機を購入するとされているが、抜本的対策になっていないため、反対する。

〈賛成討論〉

扇風機の設置は、そもそも酷暑対策であり、今年度中にあらかじめ対応することは、早期設置につながるため必要である。

委員会での主な意見・質疑応答

Q 地域センターの備品購入費や需用費が増額となっているが、今回の補正で要望に対応できるのか。

A 各地域の地域センターが老朽化しており、雨漏りや水道管の修繕は必要となっている。緊急を要するものから随時、修繕で対応させていただきたい。

●平成23年度特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）		補正額	補正後の総額	付託委員会
公共下水道事業（2）		80万円減	58億4,183万円	建設
寺家地区土地区画整理事業（2）		190万円減	4億8,585万1千円	
国民健康保険（2）	事業勘定	800万円減	148億1,483万7千円	文教厚生
後期高齢者医療（1）		200万円減	13億5,173万4千円	
介護保険（2）	保険事業勘定	2,804万7千円増	107億2,814万5千円	

●平成23年度東広島市水道事業会計補正予算（第1号）を可決しました（建設委員会付託）

区 分		補 正 額	補正後の総額
収益的収入及び支出	支出	609万8千円減	43億6,652万6千円
資本的収入及び支出	支出	1,604万2千円減	13億7,190万円

〈反対討論〉 公共下水道事業・寺家地区土地区画整理事業・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・水道事業会計

公務員の一時金や給与の引き下げ案が盛り込まれているため、反対する。

△受給資格を満たさないものを救済するのでは、制度の信頼が失われ、若い世代へは、いずれ救済されるといふ誤ったメッセージを送ることになる。また、国でも制度改革の議論中であるため、見守るべきである。

△反対討論

△社会保険費が拡大する中、国民皆年金制度を維持していくには、制度の担い手である若い勤労世代が義務感と希望を持って年金加入するようなシステムにする必要があり、受給資格期間を検討すべきである。

△賛成討論

▽年金の受給資格を得る期間を25年としているのは、終身雇用を前提としているが、近年、その雇用形態は崩壊している。25年という期間のみを守っているのは、国民の生活実態とかけ離れてしまうので、短縮する必要があると考える。

▽請願の要旨

●年金受給資格期間の短縮を求める請願

請願 採択しました。